

資料3

第5回検討会資料①

「情報通信技術を活用した 健康管理、医療相談等について」

令和2年4月

国土交通省海事局

船員部会の議論の方向性

(交通政策審議会海事分科会第114回船員部会 (R1. 7) 資料抜粋)

方向性Ⅱ. 情報通信技術の活用による船内健康確保の実現

○方向性Ⅰで取り上げた産業医等による船員の健康状態の把握や面接指導の実施等については、情報通信技術を活用することで、陸から隔絶された船内においても実効性を確保することが可能になると考えられるため、このためのシステム構築に向けた検討を進めるべきではないか。

(診断等の医師の医学的判断を伴わない「遠隔健康医療相談」については、特段の制約なく行うことが可能と整理されている。また陸上では、過重労働対策等における面接指導を情報通信機器を用いて行うことが認められており、その際の留意事項が発出されている。)

○こうした「遠隔健康管理システム」が実用化され、普及が可能となった段階で、将来的な導入の義務付けを検討することが適当ではないか。

○また、船内で急病人が発生した場合等の緊急時の対応についても、現在の「無線医療助言事業」をさらに発展させ、リアルタイム映像を受送信する仕組みの構築、普及に向けた検討を進めるべきではないか。

論点・課題

- 陸から隔絶された船内においても、健康状態の把握や面接指導等を実施するため、情報通信技術を活用するためのシステムをどう構築して活用するか。また、船内での急病人発生時等の対応について、通信を活用した仕組みをどう普及するか。

陸上制度の概要

- 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」では、遠隔医療について、
 - ①オンライン診療、
 - ②オンライン受診勧奨、
 - ③遠隔健康医療相談に分類。

- ①、②については医学的判断を含むため、上記指針の適用があるが、③は一般的な情報提供にとどまり、診断等の医師の医学的判断を伴わないため、同指針の適用はない。

- 労働安全衛生法に基づき産業医が行う業務（面接指導、保健指導、健康相談等）は、③に分類されており、長時間労働者の面接指導、ストレスチェックにおける面接指導については、テレビ電話等の情報通信機器を使用して、遠隔での対応を行うことが可能であり、通達において、これらの業務を実施する際の留意事項を定めている。

- このほか、高齢者医療確保法に基づく特定保健指導では、情報通信技術を活用した保健指導の実施の手引きが整備されており、遠隔面接の実施を外部事業者に委託できることとしている。

いわゆる長時間労働者に対する面接指導及びいわゆるストレスチェック制度における面接指導をテレビ電話等の情報通信機器を用いて遠隔で実施する場合に関し、厚生労働省から通達が発出されている。同通達において、「面接指導を行う医師と労働者とが相互に表情、顔色、声、しぐさ等を確認できるものであって、映像と音声の送受信が常時安定しかつ円滑であること。なお、映像を伴わない電話による面接指導の実施は認められない。」等の留意事項が示されている。

情報通信機器を用いた面接指導の実施について

出典：情報通信機器を用いた労働安全衛生法第 66 条の 8 第 1 項及び第 66 条の 10 第 3 項の規定に基づく医師による面接指導の実施について（平成 27 年 9 月 15 日付け基発 0915 第 5 号）

（注）以下の考え方と留意事項は、労働安全衛生法第 66 条の 8 第 1 項の規定に基づく医師による面接指導（いわゆる長時間労働者に対する面接指導）及び同法第 66 条の 10 第 3 項の規定に基づく医師による面接指導（いわゆるストレスチェック制度における面接指導）をテレビ電話等の情報通信機器を用いて遠隔で実施する場合に関するものです。

1 基本的な考え方

法第 66 条の 8 第 1 項において、面接指導は「問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うこと」とされており、医師が労働者と面接し、労働者とのやりとりやその様子（表情、しぐさ、話し方、声色等）から労働者の疲労の状況やストレスの状況その他の心身の状況を把握するとともに、把握した情報を元に必要な指導や就業上の措置に関する判断を行うものであるため、労働者の様子を把握し、円滑にやりとりを行うことができるよう、原則として直接対面によって行うことが望ましい。

一方、情報通信機器を用いて面接指導を行った場合も、労働者の心身の状況を把握し、必要な指導を行うことができる状況で実施するのであれば、直ちに法違反となるものではない。

ただし、情報通信機器を用いて面接指導を行う場合には、労働者の心身の状況の確認や必要な指導が適切に行われるようにするため、以下 2 に掲げる事項に留意する必要がある。

2 情報通信機器を用いた面接指導の実施に係る留意事項

（1）面接指導を実施する医師が、以下のいずれかの場合に該当すること。なお、以下のいずれの場合においても、事業者は、面接指導を実施する医師に対し、面接指導を受ける労働者に関する労働時間等の勤務の状況及び作業環境等に関する情報を提供しなければならないこと。

- ① 面接指導を実施する医師が、対象労働者が所属する事業場の産業医である場合。
- ② 面接指導を実施する医師が、契約（雇用契約を含む）により、少なくとも過去 1 年以上の期間にわたって、対象労働者が所属する事業場の労働者の日常的な健康管理に関する業務を担当している場合。
- ③ 面接指導を実施する医師が、過去 1 年以内に、対象労働者が所属する事業場を巡視したことがある場合。
- ④ 面接指導を実施する医師が、過去 1 年以内に、当該労働者に直接対面により指導等を実施したことがある場合。

（2）面接指導に用いる情報通信機器が、以下の全ての要件を満たすこと。

- ① 面接指導を行う医師と労働者とが相互に表情、顔色、声、しぐさ等を確認できるものであって、映像と音声の送受信が常時安定しかつ円滑であること。なお、映像を伴わない電話による面接指導の実施は認められない。
- ② 情報セキュリティ（外部への情報漏洩の防止や外部からの不正アクセスの防止）が確保されること。
- ③ 労働者が面接指導を受ける際の情報通信機器の操作が、複雑、難解なものでなく、容易に利用できること。

（3）情報通信機器を用いた面接指導の実施方法等について、以下のいずれの要件も満たすこと。

- ① 情報通信機器を用いた面接指導の実施方法について、衛生委員会等で調査審議を行った上で、事前に労働者に周知していること。
- ② 情報通信機器を用いて実施する場合は、面接指導の内容が第三者に知られることがないような環境を整備するなど、労働者のプライバシーに配慮していること。

（4）情報通信機器を用いた面接指導において、医師が緊急に対応すべき徴候等を把握した場合に、労働者が面接指導を受けている事業場その他の場所の近隣の医師等と連携して対応したり、その事業場にいる産業保健スタッフが対応する等の緊急時対応体制が整備されていること。

特定保健指導における情報通信技術を活用した面接による指導の実施の手引き

1. 遠隔面接の実施環境の整備、外部委託

遠隔面接（情報通信技術を活用した初回面接をいう。以下同じ）の実施のための環境の整備は、保険者が行う。その際、保険者は、事業主、市町村等の関係者の協力を求めることができる。また、遠隔面接の実施を外部事業者に委託できる。

2. 遠隔面接の実施に必要な実施環境・体制

保険者は、遠隔面接の実施に当たっては、対面で行う場合と同程度の質が確保されるよう、以下のとおり、必要な環境・体制を整備する必要がある。

①実施体制

実施者は、機器を円滑に使用できるようにしておくなど、機器の使用法や対象者との意思疎通について、十分な技量を有することが求められる。また、実施に当たっては、特定保健指導の実施機関や事業所の施設等を利用するなど、機器の的確な利用や通信環境が確保された実施体制が求められる。利用者の利便性確保の観点から、特定保健指導の対象者が自らの家庭で遠隔面接を受けることは可能である。

②機器・通信環境

映像・音声・通信は、以下の質が確保された機器等を用いる必要がある。

- ・実施者と対象者とが相互に表情、声、しぐさ等を確認できること
- ・映像と音声の送受信が常時、安定し、かつ円滑であること
- ・対象者が複雑な操作をしなくても遠隔面接を利用できること
- ・情報セキュリティが確保されること

③資料・教材・器具等、対象者との情報共有

対面で行う場合と同一の内容の資料を共有するなど、必要な資料・教材・器具等を用意した上で、行動目標・行動計画の策定支援、体重・腹囲の測定方法の指導等を行う必要がある。郵便やFAX、電子メール等を活用することにより、面接の結果等を事後速やかに対象者と共有するとともに、対象者から保険者や実施者への報告が円滑にできる環境を用意する必要がある。なお、特定保健指導における遠隔面接の結果等を対象者と共有することは、あくまで初回面接の一部であり、継続支援にはあたらない。

特定保健指導における情報通信技術を活用した面接による指導の実施の手引き

④遠隔面接の所要時間

遠隔面接の実施時間は、遠隔面接で使用する教材や対象者の知識や理解の度合いに応じて、おおむね30分以上行うことが求められる。ただし、特定健康診査の実施時に、既に分割実施により初回面接を実施した場合は、既に実施した時間を考慮して、適切な実施時間により実施する。

⑤本人確認

保険者は、遠隔面接の実施者及び対象者の本人確認を的確に行う。本人確認の方法として、遠隔面接の実施者の氏名及び所属を示す書類等を提示する、対象者の氏名、生年月日及び被保険者証記号番号を照合する方法が挙げられる。対象者の本人確認は、遠隔面接を実施する際に補助者が行う方法も考えられる。

⑥遠隔面接の実施環境における他のサービスの実施

遠隔面接の実施環境で、遠隔診療等他のサービスが実施されることがあり得る。遠隔面接を実施する際は、遠隔面接の始期と終期を対象者に対して明示するとともに、遠隔面接の実施中は特定保健指導の実施基準等を満たす必要がある。

3. 個人情報の保護等

遠隔面接の実施時に交換される個人情報が外部に漏えいすることがないように、保険者及び遠隔面接の実施者は、個人情報の保護に十分に配慮するとともに、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(厚生労働省)に準拠した情報管理など、個人情報保護に必要な措置を講じる。

遠隔面接の実施中に通信や技術的障害等によって遠隔面接の実施が困難になった場合、実施者は、対象者の同意を得た上で、遠隔面接を実施する機会を改めて設定する。

4. 費用負担

保険者は、遠隔面接の実施に要した費用を負担する。保険者が関係者の協力を得た場合には、あらかじめ協議した結果や契約等に基づき、関係者は保険者に費用を請求できる。

遠隔面接は、利用者への利便性の向上や効率的な保健指導の体制の確保の観点から導入するものであるため、対象者が必要な保健指導を受けられるよう、保険者では、遠隔面接の実施のために対象者が機器等を購入することがないように対応する必要がある。

船員の現行制度

- 「2006年海上の労働に関する条約」に基づき、航海中の船内において急病人やけが人が発生した際に、衛生管理者等からの無線通信に対し、医師による救急処置の指示等の医療助言を24時間体制で無料で行う「無線医療助言通信」を船員保険法における福祉事業として実施。
- 医師の往診を必要とする場合に、海上保安庁のヘリコプター又は巡視艇により、医師等が派遣され、必要に応じて陸上の医療機関に搬送する「洋上救急」も確立。
- 長時間労働者の面接指導やストレスチェック等の義務づけや、これらの遠隔対応の指針などはないものの、船社によっては、遠隔医療相談等を活用して健康確保に取り組んでいる状況。

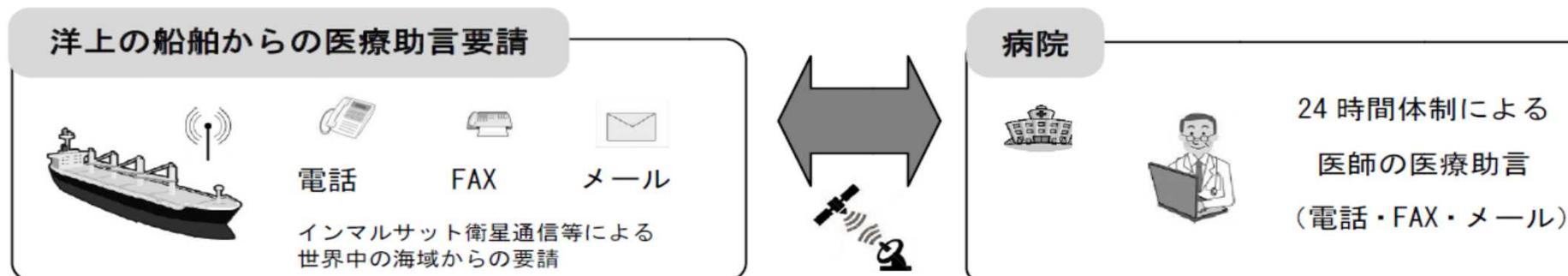
緊急時の洋上救急措置について

【無線医療助言通信】

- ILO「2006年の海上の労働に関する条約」に基づく制度。
- 航海中の船舶内において急病人やけが人が発生した際に、船舶に乗り組む衛生管理者等からの無線通信に対し、速やかに医師による救急処置の指示等の医療助言を無料で24時間体制で行うことにより、船員の健康を守り、生命の安全を図ることを目的とする。

(参考) 無線医療助言制度による取扱実績

実施機関／(年度)	2016	2017	2018
全国健康保険協会船員保険部	932件	980件	1060件
日本海員掖済会	151件	180件	187件



【洋上救急】

無線医療通信によって医師の往診の必要が助言された場合、船会社から海上保安庁へ往診の要請が行われる。

海上保安庁は、ヘリコプター又は巡視船により、協力医療機関から派遣された医師、看護師等を現場に急行させ傷病者の発生した船舶から傷病者を収容し、医師の応急措置を行いつつ速やかに陸上の医療機関に搬送する。



洋上救急の状況...出典(海上保安庁HP) 9

(参考)平成30年急患搬送実績(ヘリによる吊り上げ救助件数) 計192件

ICT技術を活用した陸上との連携による船員の健康確保対策の強化 (遠隔健康管理システム実証実験①)

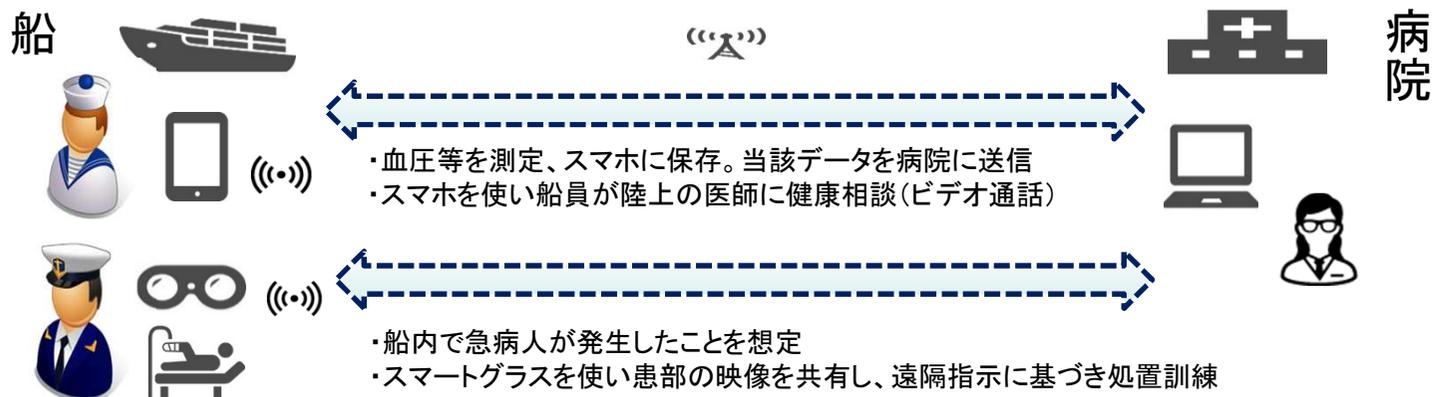
<現状>

- 航海中の労働環境は限られた空間の中で職住一体生活となり、陸上労働者以上の負荷がかかる。
- 陸上から離脱されているので医療機関を自由に受診したり、健康相談をすることはできない。
- 航海中の船内で急病人や怪我人が発生した場合「無線医療助言事業」を利用するが、医療の専門家ではない衛生担当者が、傷病者の症状を電子メールや電話で適確に陸上の医師に報告することは負担である。

ICT技術を活用した遠隔健康管理システムの試行

○実施日、場所、対応者

- ・第1回目 平成31年3月8日、第2回目 平成31年3月12日
- ・第1回目 君津港に停泊中の君津丸(協同商船の運航管理船10,741トン)⇔横浜掖済会病院
- ・第2回目 須崎沖約10キロの海域を航行中の君津丸⇔横浜掖済会病院
- ・対応者: 君津丸船員6名、横浜掖済会病院医師1名



ICT技術を活用した陸上との連携による船員の健康確保対策の強化 (遠隔健康管理システム実証実験②)

○ 健康相談(船側)
船員がスマホを使って会話している様子



○ 健康相談(病院側)
医師がタブレットを使って会話している様子



○実施状況

<健康相談>

- ・概ねスムーズに会話ができる。時々、不具合(画像や音声の途切れ、特定のキャリア(携帯電話の通信サービスを提供している会社)での通話不能)が生じることもあり、要因分析が必要。

<緊急時対応訓練>

- ・通信状況が悪いエリアでは不具合が生じた為、要因分析が必要。

○参加した船員からの声

- ・船員は海上で働いており、病院に通いにくい為、遠隔健康管理は、通信状況が改善されれば有益なものになる。
- ・スマートグラスの使用は、自分の見ているものを言葉にできなくても医師に伝えられる点が有意義である。
- ・今回の通信状況を見ると、確実に、健康相談を予定した日時に行えるか、緊急時にスマートグラスを使えるか分からない点もあり、船内通信環境、通信のタイミング(航行エリア)等の工夫が必要。



<課題>

通信環境、事業者の理解、費用負担、健康相談の担い手(医師、保健師等)の確保等の検討

○ 緊急時対応訓練(船側)
医師の遠隔指示で喉の状態を確認している様子



○ 緊急時対応訓練(病院側)
医師が患者役の船員の腹部を押してみるよう指示している様子



- 船員の面接指導や保健指導に資するよう、船員の健康管理のために行う長時間労働者の面接指導、保健指導、健康相談等について、情報通信機器を使用した遠隔での対応を行うこととしてはどうか。また、実施の際の留意事項のガイドラインを定めることとしてはどうか。
- 面接指導を含む遠隔医療相談などの船員の健康管理に関する施策の検討に資するよう、国において、船舶を使用した実証実験を行うこととしてはどうか。
- 航海中の緊急対応のために活用されている「無線医療助言通信」について、船内での急病や怪我人の発生時に適切な医療を迅速に提供できるよう、医療関係者で課題を共有する場を設けてはどうか。

参考資料

無線医療助言通信の国際条約及び国内法令の規定

○2006年ILO海事労働条約（抄）

第4章 健康の保護、医療、福祉及び社会保障による保護

第4.1規則 船内及び陸上の医療

第4.1基準（規範A） 船内及び陸上の医療

4 次の要件は、少なくとも国内法令において定める。

- (d) 権限のある機関は、事前に取り決める制度により、海上における船舶に対する無線又は衛星通信による医学的助言（専門家による助言を含む。）が1日に24時間利用することができることを確保する。医学的助言（船舶と助言を与える陸上の者との間の無線又は衛星通信による医学的な通報の送付を含む。）は、掲げる旗のいかんを問わず、すべての船舶が無償で利用することができる。

○船員保険法（昭和14年法律第73号）（抄）

第五章 保健事業及び福祉事業

第百十一条 協会は、高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）を行うものとするほか、特定健康診査等以外の事業であつて、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者、被保険者であった者及び被扶養者（以下この条において「被保険者等」という。）の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2 協会は、被保険者等の療養のために必要な費用に係る資金若しくは用具の貸付けその他の被保険者等の療養若しくは療養環境の向上又は被保険者等の出産のため必要な費用に係る資金の貸付けその他の被保険者等の福祉の増進のために必要な事業を行うことができる。

上記規定に基づき全国健康保険協会が24時間体制で無線医療助言通信を行っており、実行上は条約の求める措置が担保されているところである。

また、（一社）日本海員掖済会においても、定款等に基づき無線通信医療が行われており、実行上は条約の求める措置が担保されているところである。

遠隔医療(情報通信機器を活用した健康増進、医療に関する行為)について①

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(平成30年3月厚生労働省)によれば、遠隔医療は、①オンライン診療、②オンライン受診勧奨、③遠隔健康医療相談に分類される。①、②については、診断等の医学的判断を含むため、様々な事項を定めた同指針の適用があるが、③遠隔健康医療相談については、一般的な情報の提供に留まり、診断等の医師の医学的判断を伴わないため、同指針の適用はない。

2. 本指針の適用範囲

情報通信機器を通じて行う遠隔医療のうち、医師－患者間において行われるもの

	定義	本指針の適用
診断等の医学的判断を含む	オンライン診療 診断や処方等の診療行為をリアルタイムで行う行為	全面適用
	オンライン受診勧奨 医療機関への受診勧奨をリアルタイムで行う行為	一部適用
一般的な情報提供	遠隔健康医療相談 一般的な情報の提供に留まり、診断等の医師の医学的判断を伴わない行為	適用なし

○オンライン診療

遠隔医療のうち、医師－患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為を、リアルタイムにより行う行為。

○オンライン受診勧奨

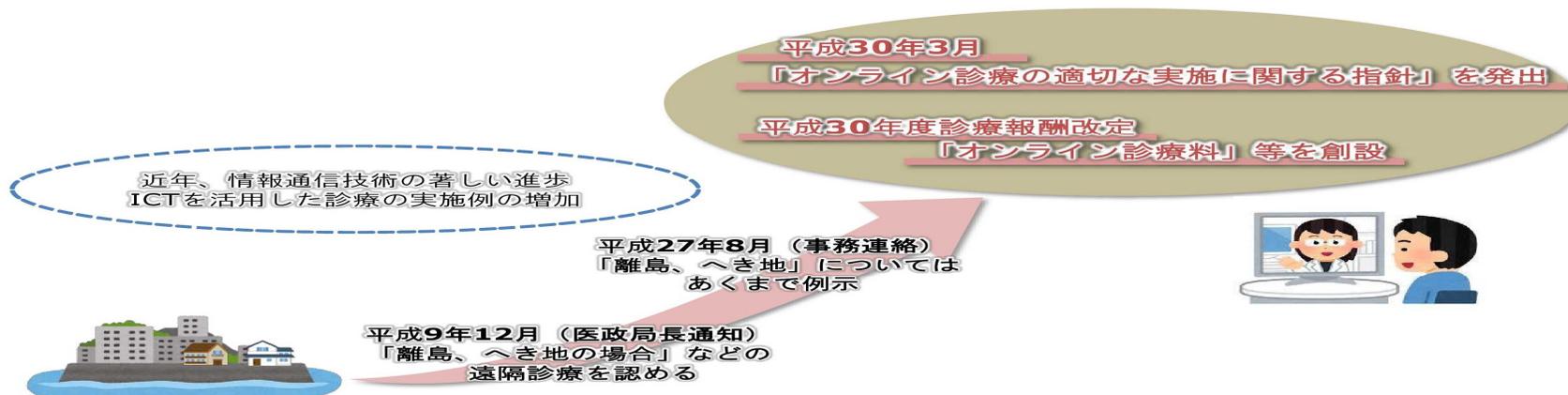
遠隔医療のうち、医師－患者間において、情報通信機器を通して患者の診察を行い、医療機関への受診勧奨をリアルタイムにより行う行為であり、患者からの症状の訴えや、問診などの心身の状態の情報収集に基づき、疑われる疾患等を判断して、受診すべき適切な診療科を選択するなど、患者個人の心身の状態に応じた必要な最低限の医学的判断を伴う受診勧奨。具体的な疾患名を挙げて、これに罹患している旨を伝達すること、一般用医薬品の具体的な使用を指示すること、処方等を行うことなどはオンライン診療に分類されるため、これらの行為はオンライン受診勧奨により行ってはならない。なお、社会通念上明らかに医療機関を受診するほどではない症状の者に対して経過観察や非受診の指示を行うような場合や、患者の個別的な状態に応じた医学的な判断を伴わない一般的な受診勧奨については遠隔健康医療相談として実施することができる。

○遠隔健康医療相談

遠隔医療のうち、医師又は医師以外の者－相談者間において、情報通信機器を活用して得られた情報のやりとりを行うが、一般的な医学的な情報の提供や、一般的な受診勧奨に留まり、相談者の個別的な状態を踏まえた疾患の罹患可能性の提示・診断等の医学的判断を伴わない行為

遠隔医療(情報通信機器を活用した健康増進、医療に関する行為)について②

- オンライン診療(遠隔診療)は、対面診療の補完として、離島やへき地の患者など限定的に行われることが想定されていたため、日常的に行うものについては、これまで、明確な基準やルール、特化した診療報酬がなかった。
- 近年の情報通信技術等の著しい進歩により、オンライン診療に対する現場の要請が高まってきたことに伴い、平成30年3月に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を发出、平成30年度診療報酬改定において「オンライン診療料」等を創設。



基本的考え方

- 診療は、医師又は歯科医師と患者が直接対面して行われることが基本。
- 遠隔診療は、あくまで直接の対面診療の補完であるが、直接の対面診療に代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合、遠隔診療は直ちに医師法第20条等に抵触しない。

<参考> 医師法(昭和23年法律第201号)第20条

医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後24時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

オンライン診療の適切な実施に関する指針(平成30年3月)(抜粋)

IV オンライン診療の実施に当たっての基本理念

ii 医師の責任

オンライン診療により医師が行う診療行為の責任については、原則として当該医師が責任を負う。このため、医師はオンライン診療で十分な情報を得られているか、その情報で適切な診断ができるか等について、慎重に判断し、オンライン診療による診療が適切でない場合には、速やかにオンライン診療を中断し、対面による診療に切り替えることが求められる。

iii 医療の質の確認及び患者安全の確保

[略]また、患者の急変などの緊急時等で、オンライン診療の実施が適切でない状況になった場合においても、患者の安全が確保されるよう、医師は、必要な体制を確保しなければならない。

船社による遠隔医療相談サービスの利用事例

- 内航貨物船の船社において、昨年10月から従業員向けに、民間事業者において展開されている遠隔医療相談サービスを利用。

※利用している遠隔医療相談サービス：内科、小児科、産婦人科、精神科、眼科、整形外科、皮膚科、耳鼻科等について、実名の医師が健康・医療相談に応じる。
チャット形式とテレビ電話方式（船社では主にチャットを利用し、必要に応じて電話での対応をしている）。24時間利用可能（医師の回答は対応可能時間帯のみ）。

- 当該船社においては、当該サービスなどのほか、陸上職員が訪船や乗船などを行い、職場環境を把握し、逐次改善を行っており、今後、ストレスチェックの導入についても検討中。

【利用した船社の声】

- ・ 会社で健康面の相談に乗るには限界があるため、外部の専門家に直接相談してもらえるメリットを感じている。
- ・ 船内の携帯やタブレットで、匿名での相談が可能なので、相談しやすいようだ。
- ・ 船員の家族の相談もできるため、家族にも好評で、船員本人の不在時に家族が相談できる相手がいて安心できるようだ。
- ・ ストレスチェックについて、会社独自のチェックシートを作成してもらい、今後実施予定。
- ・ 航行区域は限定近海だが主に沿海を運航しており、電波は大体入る。4～5時間ずっとつながらないといったことはない。

背景

生産年齢人口の減少や陸上との人材確保競争が激化する中、内航海運が今後とも社会に必要とされる輸送サービスを持続的に提供する ために必要な**内航船員を確保する**には、労働環境を改善し、**内航船員を魅力ある職業とする**ことが必要。
このため、働き方改革が進む陸上に比べて不十分な健康確保対策(ストレスチェック・メンタル対策等)への対応が急務である。

現状

- ・生活習慣病高リスク者等健康に留意すべき者が多い
- ・医療へのアクセス制限
- ・高ストレス者が多い(特に若者)

課題・対策

～働き方改革～

- ・健康管理、メンタルヘルス等の労働環境改善による離職防止対策が必要
- ・陸上に比べて不十分な健康確保対策の強化

- ・働きやすい職場へ改善
- ・職業としての魅力向上

効果

内航船員の確保

- ・若年者の確保
- ・離職防止による定着率の向上

具体的な施策

船員は、職住一体、長期連続乗船等の特殊な労働環境にあつて、生活習慣病や高いストレス、睡眠不足等のリスクに晒されており、医師等が日常的にサポートする仕組み作りや船内供食環境の向上等、船内環境の改善に向けた実効性のある対策を検討するための調査を実施する。

調査イメージ(例)

＜遠隔健康管理システム構築に向けた調査＞
～情報通信機器を活用した医療相談の実証実験～
船上にいる船員と陸上の医師が情報通信機器を活用し、健康相談、面接・保健指導を実施し、遠隔健康管理システムの可能性について調査する。



調査骨子(案)

- 内航船(近海区域想定)1隻～2隻、実証期間は1ヶ月程度を想定。
- (1)船上での情報通信機器を活用した医師への健康・医療相談
PCやスマートフォンを用い、船上より船員が陸上の医師にコンタクトをとり、オンラインで健康・医療相談を実施。
- (2)情報通信機器を活用した医師による面接指導等
医師による面接指導等について、情報通信機器を活用して、医師等による保健指導や面接を実施。
- (3)情報通信機器の使用時における通信状況調査
各実証実験時における通信状況を調査したうえで、推奨される環境・利用に向けての留意事項を分析。
- (4)有識者による検討の場を設け、報告書を取りまとめる。